

一、労働者に安全を確保し、健康を維持し、必要を認める  
 一、衛生設備に注意を怠らざるに留意し、上設備を施す  
 一、洗面場設置に於ては、社内内情許す範囲に於て設計に近年設計  
 要スルニシ

一、食堂掃除は毎日之ヲサレルトスベシ  
 一、終業時間規定に因テハ改正ノ必要ヲ認メス  
 一、決意シ十日午後六時ヲ期シ、或ハ代表者ニ交付スル手筈ニテ若シテ  
 一、工事ニ於テ不服ヲ唱ヘ、四時前又ハ急業等場合ニハ一時ノ工場  
 一、ヲ閉鎖シ、善後策ヲ講ズル外ナシト口吻ヲ洩シ居レリ一方或ハ  
 一、要求當時ト能ク一變シ合社内ニ於テ犠牲者ヲ出サシムル限リ、固若  
 一、ノ如何ニ拘着流る意無細己ヲ以テ共事解決ヲ見ルナラム

(十一月二日報)

大正十一年十一月十一日

神奈川 報

帝室紡績本管工場職工動搖ノ件

十日午後六時或ハ代表者ヲ招致シ合社ハ既報ノ通り、回  
 答ナラズ、或ハ傷ハ合社ハ窮状ヲ同情シ之ヲ善後ニテ退去セリ  
 翌日朝七時前後ニ到ルヤ約廿五名ノ或ハ等ハ去勢スベキヤ否ヤ  
 同ノ協議シテ、同ノ結果ヲ七名ハ入場時召給一呼シ、半ノ過シ入  
 場セリトセ、合社ハ之カ入場ヲ許サズ、工場内ヨリテハ、空室時歩助  
 共、各々年常より、就事ナリ

(十一月十一日報)

11.11.15

438号

11.11.15  
11.11.15  
11.11.15